



2025年3月6日号※訂正※
令和7年度の保険料について

1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

皆さまおはようございます。

本日は令和7年度の各種保険料率についてご案内させていただきます。

<雇用保険料率> 令和7年4月～ ※下がります

2022年より2年連続で上げられてきましたが、令和7年度は引き下げとなっております。4月給与より変更してください。

令和7年度雇用保険料率のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf>

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

<健康保険料率> 令和7年3月～

都道府県によって保険料率が異なりますので、下記URLよりご確認ください。

3月分（4月納付）より変更してください。

（けんぽ協会：令和7年度保険料額表）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatukara/>

<介護保険料> 令和7年3月～ ※下がります

1.6%→1.59%となります。（被保険者負担0.795%）

介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の被保険者）が対象です。

3月分（4月納付）より変更してください。

<厚生年金保険料> 変更なし

2004年より段階的に引き上げられ、2017年の引上げを最後に18.3%（被保険者負担9.15%）に固定されております。

<子ども子育て拠出金> 変更なし

<労災保険料率> 変更なし

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

※先に送信いたしましたメルマガに以下の誤りがございました。

（誤）2017円

（正）2017年

お詫びして訂正させていただきます。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所Instagram

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ%3D%3D>



TRY US FREE TODAY!